

1. 我が国の食料安全保障の強化

- ① 新型コロナウイルス感染拡大により世界的に広がる食料供給への懸念 1
- ② 国民への食料の安定供給を確保するための対応 2
- ③ 我が国の食料供給を脅かす様々なリスク 3
- ④ 我が国の食料安全保障の強化 4
- ⑤ 農林水産業の生産を止めないことが重要 5
- ⑥ 国内における生産基盤の強化 6

2. 農林水産政策改革の着実な推進

- ① これまでの農林水産政策改革 7
- ② 農林水産政策改革の成果 8
- ③ 新たな政策課題への対応 9

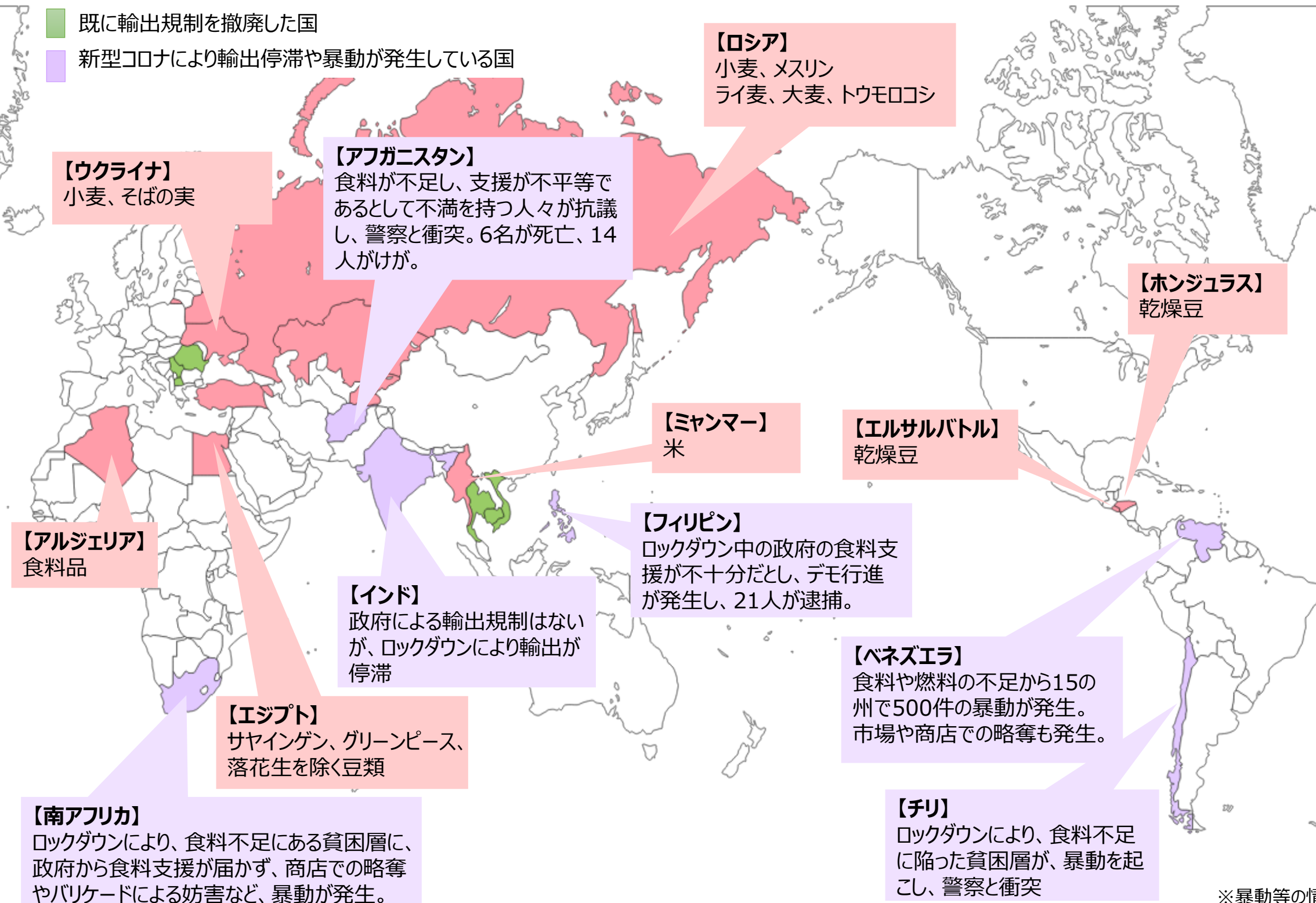
新型コロナウイルス感染拡大により世界的に広がる食料供給への懸念

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、小麦の主要輸出国であるロシアやウクライナ等で、小麦等の穀物の輸出が制限。その他の国・地域でも輸出規制が相次ぎ、これまで**19か国**（現在では13か国）で食料の輸出規制が行われ、食料の供給に懸念が生じている。
- また、一部の国では、新型コロナによるロックダウンの影響等で食料の供給が不足し、市民による暴動が発生。

■ 輸出規制実施国

■ 既に輸出規制を撤廃した国

■ 新型コロナにより輸出停滞や暴動が発生している国

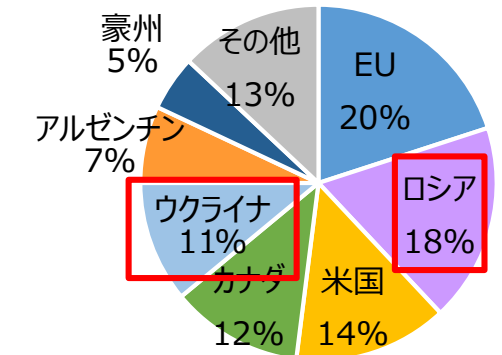


国際機関等の動き

FAO・WHO・WTO共同声明(3/31)、G20農相会合共同声明(4/21)などで、各国の輸出規制の動きに対し、**サプライチェーンの混乱への懸念**が示され、不当な輸出規制の回避やWTOルールの遵守を求めた。

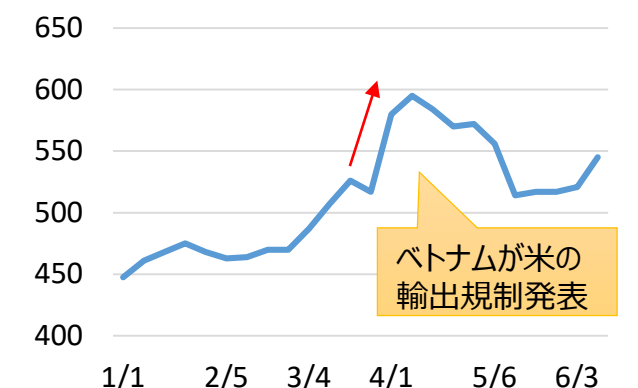
小麦の輸出量の国別内訳

輸出規制を実施しているロシア、ウクライナで、**全輸出量の約3割**を占める。



米の国際価格

ベトナムが米の輸出規制を発表した際は、**米の国際価格が一時的に高騰**



※暴動等の情報は各種報道をもとに、農林水産省で取りまとめ。

国民への食料の安定供給を確保するための対応

- 我が国では、新型コロナウイルス発生初期の段階で、玉ねぎなどの農産物で一時的に輸入が途絶え、また、米やパスタなど、一部の食品で消費者による買い増し、買いだめが発生したことにより、スーパーで品切れが発生。
- その後、消費者へ落ち着いた購買行動を呼びかけるとともに、メーカーによる食品の増産努力等を通じて主要な品目で品切れが徐々に解消され、現時点では大きな問題は発生していないが、食料の安定供給への国民の要請は強いことが明らかになった。

発生初期段階の状況

流通への影響

- ・休校による家庭需要拡大や、食料不足の懸念が生じたため、一時、スーパーで米やパスタ、冷凍食品などの品目で欠品が発生

輸入への影響

- ・中国での感染拡大により、収穫や流通が滞り、一時、玉ねぎやにんにくなど加工業務用野菜の日本への輸出が停滞
(現在では、中国からの輸入量は平年並みに回復)

主要輸入先国における懸念

- ・米国などの食肉処理施設では、従業員の新型コロナ感染により、相次いで操業が一時停止
(現在では、感染防止対策を徹底した上で操業再開)

国内の食料供給の状況

国内の流通状況

- ・消費者に対して落ち着いた購買行動を要請。また、商品が十分存在する旨、メディアとも連携して消費者に情報提供
- ・メーカーに対しては、消費者による買い増しに合わせた増産を要請し、現在では多くの品目で欠品が解消



○農水省youtubeで公開 (FNNプライムニュース)

輸入状況

- ・穀物等の主要輸出国では、港湾作業員の減少や新型コロナ感染で一時的な遅延はあるが、物流の大きな遅れは発生していない。
- ・主要穀物の備蓄や民間在庫は十分に存在

[主要農産物の備蓄・在庫状況 (2020年6月時点)]

米	・政府備蓄米の適正備蓄水準は約100万トン程度 ・民間在庫約210万トン※と合わせて、 約310万トン (約5.2か月分) <small>※2020年4月末現在の民間在庫量 (速報値)</small>
食糧用小麦	・外国産食糧用小麦 約93万トン (約2.3か月分)
飼料用 とうもろこし	・民間備蓄 約84万トン (約1か月分)
大豆	・民間在庫 約36万トン (搾油用：約1か月分、食用：約2.2か月分)

※民間在庫についてはヒアリング等を基にした推計値を含む。また、数量は消費の状況により変動。

我が国の食料供給を脅かす様々なリスク

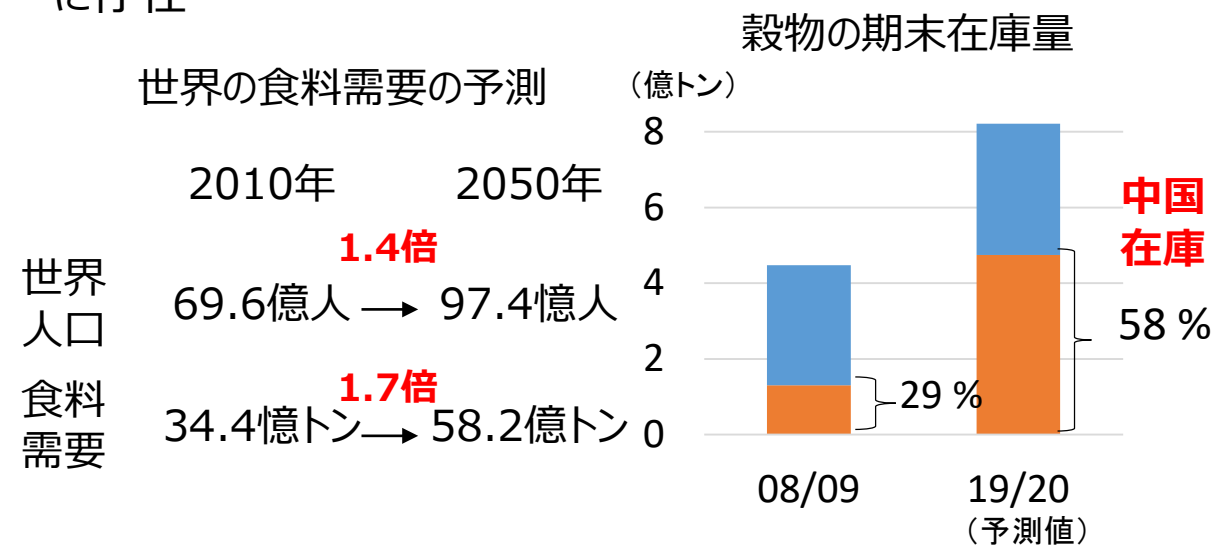
- 新型コロナウイルスの感染長期化による生産・流通への影響や、ASF（アフリカ豚熱）、サバクトビバッタなど、我が国の食料供給を脅かす新たなリスクが発生。
- また、世界の食料需要が今後増大する中、穀物の期末在庫が中国に偏るなど、食料貿易構造も変化してきており、食料安全保障をめぐる状況は予断を許さない。

コロナの長期化による影響

- ・アメリカ、EU、カナダなどでは、季節労働者の不足により、**収穫や作付けが停滞**する懸念。また、**船員やトラックドライバーの確保**などが難しくなり、物流が混乱する恐れ。
- ・OECDレポートでは、航空便の減少による種子の流通や、農薬生産工場の閉鎖といった、**農業資材の生産・流通にも悪影響**を与える可能性を指摘。
- ・国連WFPの推計によれば、2020年末までに**急性栄養不良に苦しむ人が、2億6,500万人まで増加**する見込み。

食料需要の伸びと期末在庫量の偏在

- ・世界人口の増加に伴い、食料需要は増加
- ・穀物の期末在庫量は伸びているものの、その**約6割は中国**に存在



感染症や病害虫のリスク

アジア等で猛威を振るうASF

- ・**ASFは有効なワクチンが存在せず**、中国、韓国などを含め、世界全体では**64の国と地域で発生**
- ・特に中国ではASFにより豚肉生産が減少し、食肉輸入が急増。**国際需給にも影響**を与えている。

世界のASFの発生状況 (計64カ国・地域) (R2 5/22時点)

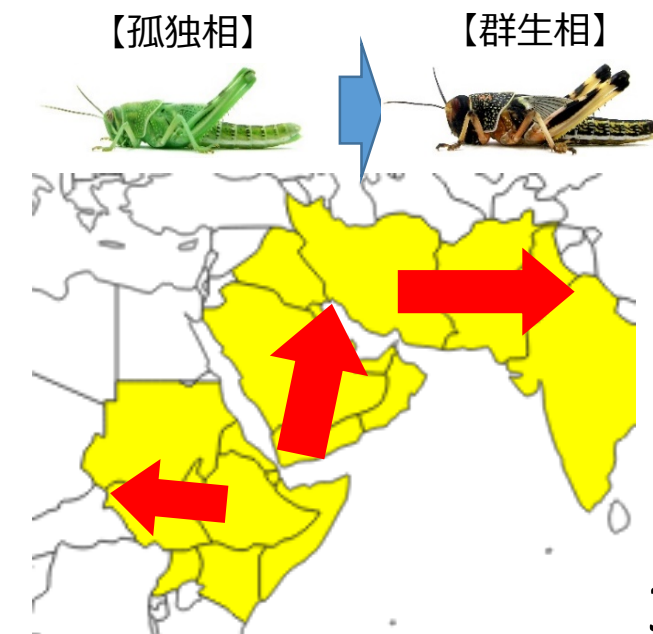


赤色:2005年以降OIE等に発生通報のあった国・地域

サバクトビバッタの被害拡大

- ・アフリカで**サバクトビバッタ**が大量発生し、**穀物の被害**が、中東、パキスタン、インドなどにも拡大
- ・普段は無害な「孤独相」だが、密集すると、「**群生相**」となり、**あらゆる植物を食い散らす**。1日の移動距離は**100km**を超える。
- ・2003～2005年発生時には**西アフリカ6カ国**だけで**800万人以上が食料危機**に陥った。

サバクトビバッタの発生状況 (R2 5/27時点)



我が国の食料安全保障の強化

- 新型コロナウイルスによる影響が広がる中、国民生活に不可欠な「食料」の供給に関しては、現時点で大きな問題は発生していない。加えて、不測時に備え、主要穀物の備蓄も確保されている。
- しかしながら、国際的には、一部の食料輸出国が行った穀物等の輸出規制に対し、G20農相会合が懸念を表明するなど、食料供給をめぐるリスクが高まっており、我が国においても食料安全保障の強化を図り、国民への食料の安定供給に万全を期すことが必要。

これまでの対応

食料安全保障の基本的考え方

国民に対する食料の安定的な供給については、
(中略) 国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせるを行わなければならない。

(食料・農業・農村基本法第2条第2項)

これまでの主な対応

- 国内の農業生産基盤の維持・強化
- 米国など輸入先国との二国間関係の強化
- 米・麦など主要穀物の備蓄

現時点で国民への食料供給に大きな問題は発生していない。

食料安全保障の強化に向けた対応

喫緊の課題

- ・ グローバル化が進展し、新たな感染症の発生・蔓延など、食料供給を脅かすリスクも多様化する一方で、食料の安定供給への国民の要請は依然として強い。
- ・ このため、今後も起こりうる食料供給上のリスクに適切に対応するとともに、ポスト・コロナ時代の新たな生活様式による需要の変化にも対応していけるよう、国内の需給の状況を踏まえた関連施策の見直し・強化の検討が必要。

今後の検討が必要な対応

- ① **国内生産基盤の強化**
加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替えや国産麦・大豆の増産、輸出拡大による生産余力の向上など
- ② **フードサプライチェーンの強化**
産地と食品産業の連携・協業、生活様式の変化に対応した事業の転換や、物流拠点の整備、食品企業によるグローバルな供給網への参画など
- ③ **輸入食料の安定的確保**
海外も含めた穀物備蓄の増強、食料の需給状況の分析強化、輸入の多角化など
- ④ **国内での技術基盤の確保**
農林水産分野におけるスマート技術の開発・現場実装、スマート技術等を活用した農業支援サービスの育成、食品分野の新技术を活用した取組等を多角的に支援する新たな枠組の構築や知的財産等の保護・活用
- ⑤ **国民理解の醸成**
食料安全保障や農林水産業の役割への理解を促す国民運動の展開、子ども食堂・フードバンクへの食の提供支援など

総合的な食料安全保障政策を確立

農林水産業の生産を止めないことが重要

- 農林水産業は生産に要する期間が一般的に長く、それに対して収穫適期が短いことから、今回の新型コロナウイルスのような需要の急変に対応することは困難。
- 需要の急減を理由にいま生産を止めてしまえば、将来的な食料供給に支障が出る可能性があることから、生産を止めないための施策を講じていくことが必要。

主要な農林水産物の生産に要する期間

品目	播種・種付から 収穫・出荷までの期間※	収穫・出荷に 適した期間
小松菜	40日程度	2～3日
メロン	100日程度	2～3日
和牛	3年3ヵ月程度	1ヵ月程度
養殖マダイ	2年2ヵ月程度	2ヵ月程度

※品種・季節等によって生育期間に幅があることから、一般的な生育期間を記載。

※小松菜は、3月の播種の場合。

メロンは、3月の播種から、開花まで50日、開花50日後に収穫として計算。

和牛は、種付から分娩まで9.5ヵ月、分娩から子牛出荷まで9.2ヵ月、その後肉用牛出荷・と畜まで20.3ヵ月として計算。

養殖マダイは、孵化から池入れまで6ヵ月、その後、出荷までの養殖生産期間を18～22ヵ月として計算。

- ・新型コロナの影響により、収穫適期を迎えていても労働力の不足や需要の減少により、一部で収穫・出荷できない事態が発生
- ・収穫適期を過ぎた農産物は、価値が低下したり廃棄処分に回されることに

生産を継続するための主な対策

緊急経済対策（令和2年4月）に基づく施策

○労働力の確保等

- ・ 外国人技能実習生等の入国見通しが立たないことで、生産現場における外国人受入れについても影響が生じている
- ・ 宿泊・観光業の人材と農業者・農業団体とのマッチングや、他分野の技能実習生の農業就業、農業高校・大学校への研修用施設・設備導入を促進

○農林水産物の販売促進

- ・ 外出自粛やインバウンド減少に伴う需要の急減により、牛肉、花き、果物、林水産物等の品目で、在庫の滞留や価格低下等が顕著に現れている
- ・ これらの品目について、農林漁業団体による学校給食への提供やネット販売等の販売促進の取組を支援

将来にわたる食料の安定供給を実現するために、
いま生産を止めないことが重要

国内における生産基盤の強化

- 昨年12月に策定した「農業生産基盤強化プログラム」に基づき、輸出拡大や肉用牛・酪農生産拡大など、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く我が国農業の生産基盤を強化するための政策を展開。
- 本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に基づき、国内農業の生産基盤の強化や国内外の需要の変化に対応した生産・供給を推進することにより、食料自給率・食料自給力の向上を図る。

「農業生産基盤強化プログラム」

(令和元年12月10日 農林水産業・地域の活力創造本部決定)

趣旨

我が国農業を持続的に発展させていくため、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、新しい需要にも対応できるよう、**中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化**を図る

施策

- 輸出促進の司令塔組織立ち上げによる更なる輸出拡大
- 肉用牛・酪農生産拡大プロジェクト
- スマート技術の現場実装とデジタル政策の推進
- 農林水産業に新たに就業する者のすそ野の拡大と定着の促進 等

国内外の新たな課題にも対応できる
生産基盤の確立

新たな食料・農業・農村基本計画

(令和2年3月31日 閣議決定)

国内農業の生産基盤の強化

担い手の育成・確保や、農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止・解消 等

国内外の需要の変化に対応した生産・供給

農林水産物・食品の更なる輸出促進、需要が拡大している国産の麦・大豆の増産、加工・業務用野菜の国産シェア奪還 等

消費者と食と農とのつながりの深化

多くの国民に農業・農村や食料自給率の向上について理解を深めてもらうことを通じた、地産地消などの国産農産物の消費拡大の推進 等

これらの取組について、消費者、食品関連事業者、農業協同組合をはじめとする生産者団体を含め、官民が協働して国民運動として展開

	平成30年度		令和12年度
食料自給率の目標			
【カロリーベース】	37%	→	45%
【生産額ベース】	66%	→	75%
新たな輸出目標	9,068億円	→	5兆円

※自給率目標は年度ベース、輸出目標は暦年ベース

これまでの農林水産政策改革

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月決定）に基づき、これまで農林水産分野全般にわたる政策改革を実行。これにより、**産業政策と地域政策を車の両輪とする農林水産政策改革を推進**し、若者が夢や希望を持てる**「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」**を実現。

産業政策：農業の成長産業化

○農地バンクによる農地の集積・集約化

担い手の利用面積のシェア 48.7%（2013） → 57.1%（2019）

○農林水産物・食品の輸出促進

輸出額はここ7年で倍増
4,497億円（2012） → 9,121億円（2019）

○米政策の見直し

○農協改革

○生産資材及び農産物流通・加工の構造改革

農業資材価格や流通コストの引下げを推進。

○スマート農業の推進

「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和元年6月策定）に基づき、スマート農業の開発から普及までの取組を推進。

地域政策：美しく活力ある農村の実現

○日本型直接支払制度の創設

農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同活動等を支援。

○ジビエ利用の推進

ジビエ利用量 1,283t（2016） → 1,887t（2018）

○農泊の推進

平成29～令和2年4月で535地区を採択。

○農福連携の推進

農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し社会参画を実現。

車の両輪

「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現

○森林・林業政策改革

森林経営管理制度と国有林の樹木採取権制度による意欲と能力のある経営体への集積・集約化を推進。その中核となる森林組合の経営基盤を強化。

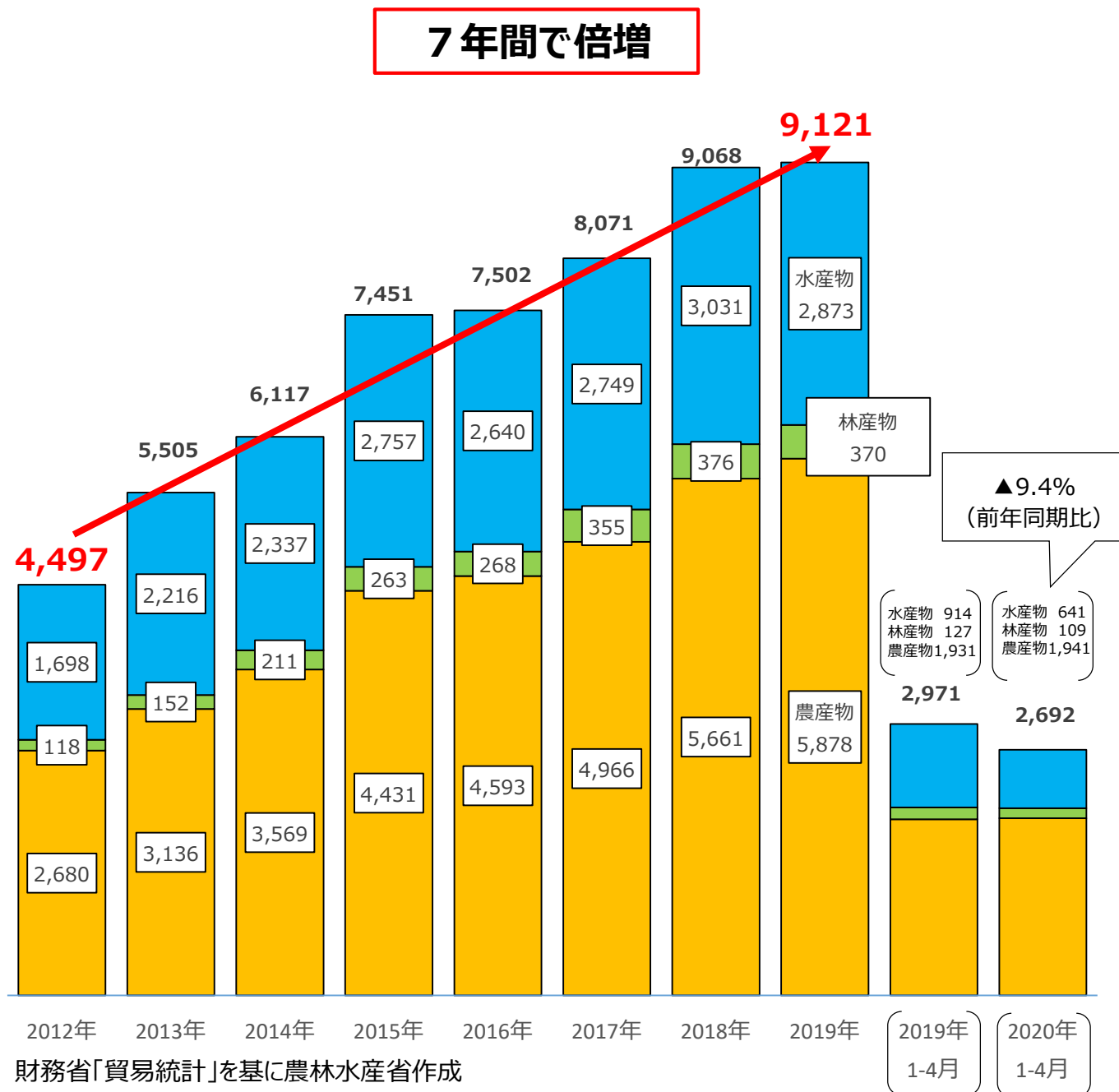
○水産政策改革

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指す改正漁業法は、本年中に施行予定。

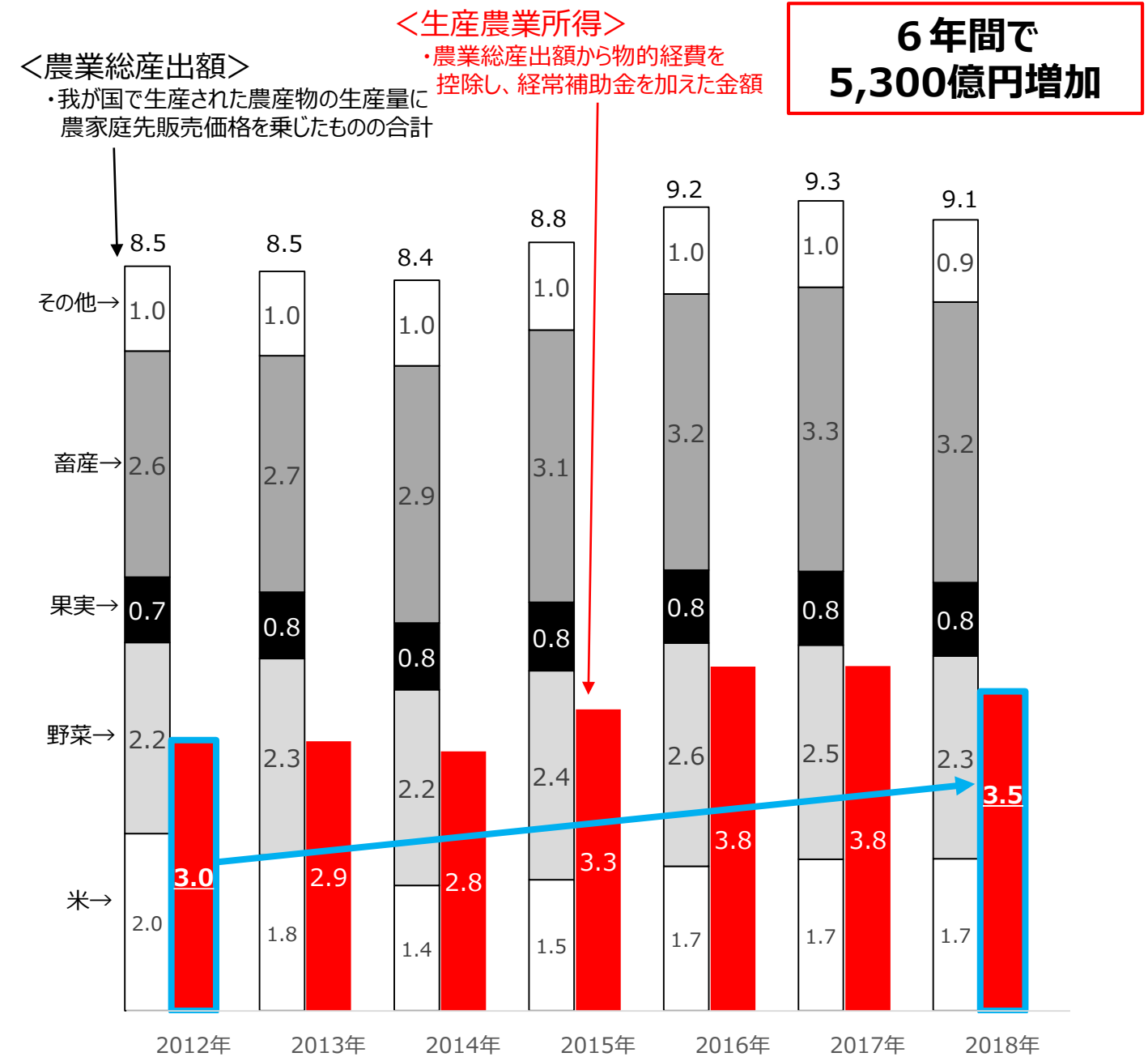
農林水産政策改革の成果

○ 農林水産物・食品の輸出額は7年間で倍増し、生産農業所得は6年間で5,300億円増加するなど、**農林水産政策改革は着実に成果が出てきている。**

農林水産物・食品の輸出額



生産農業所得



新たな政策課題への対応

- これまでの農林水産政策改革は、引き続き前進させていくことが重要。これに加えて、新たな輸出目標に向けた施策の抜本的強化、新技術の開発・実装の加速化、生産・流通コストの一層の低減、新たな農村政策の展開といった課題にも、新たに取り組んでいく。

新たな政策課題

① 新たな輸出目標に向けた施策の抜本的強化

② 新技術の開発・実装の加速化

③ 生産・流通コストの一層の低減

- ・ 新たな畜舎等の建築基準
- ・ 農産物規格・検査の見直し

④ 農林漁業経営のセーフティネットの見直し

⑤ 新たな農村政策の展開

対応方向

- 2030年5兆円（2025年2兆円）の新たな輸出目標の実現に向け、**中国向け輸出**や**食産業の海外展開**等の取組を強化

- 農林水産分野におけるスマート技術の開発・現場実装、スマート技術等を活用した**農業支援サービスの育成**、食品分野の新技術を活用した取組等を**多角的に支援する新たな枠組の構築**を推進

- 畜産業の成長産業化に向け、一定の安全性を前提に**建築基準法の適用対象外となる畜舎等の建築を可能**とする特別法を整備
- 米の多様な流通形態に応じて、**農産物検査規格の高度化**や、民間のニーズに対応した新たなJASの制定等を推進

- 漁業収入安定対策について、機能強化・法制化を検討
- 農業における収入保険について、関連施策全体の検証を行い、**総合的かつ効果的なセーフティネット対策のあり方**について検討

- 農村の人口減少に対応し、飼料生産等の**多様な土地利用のあり方**や**農村活性化の支援のあり方**について検討